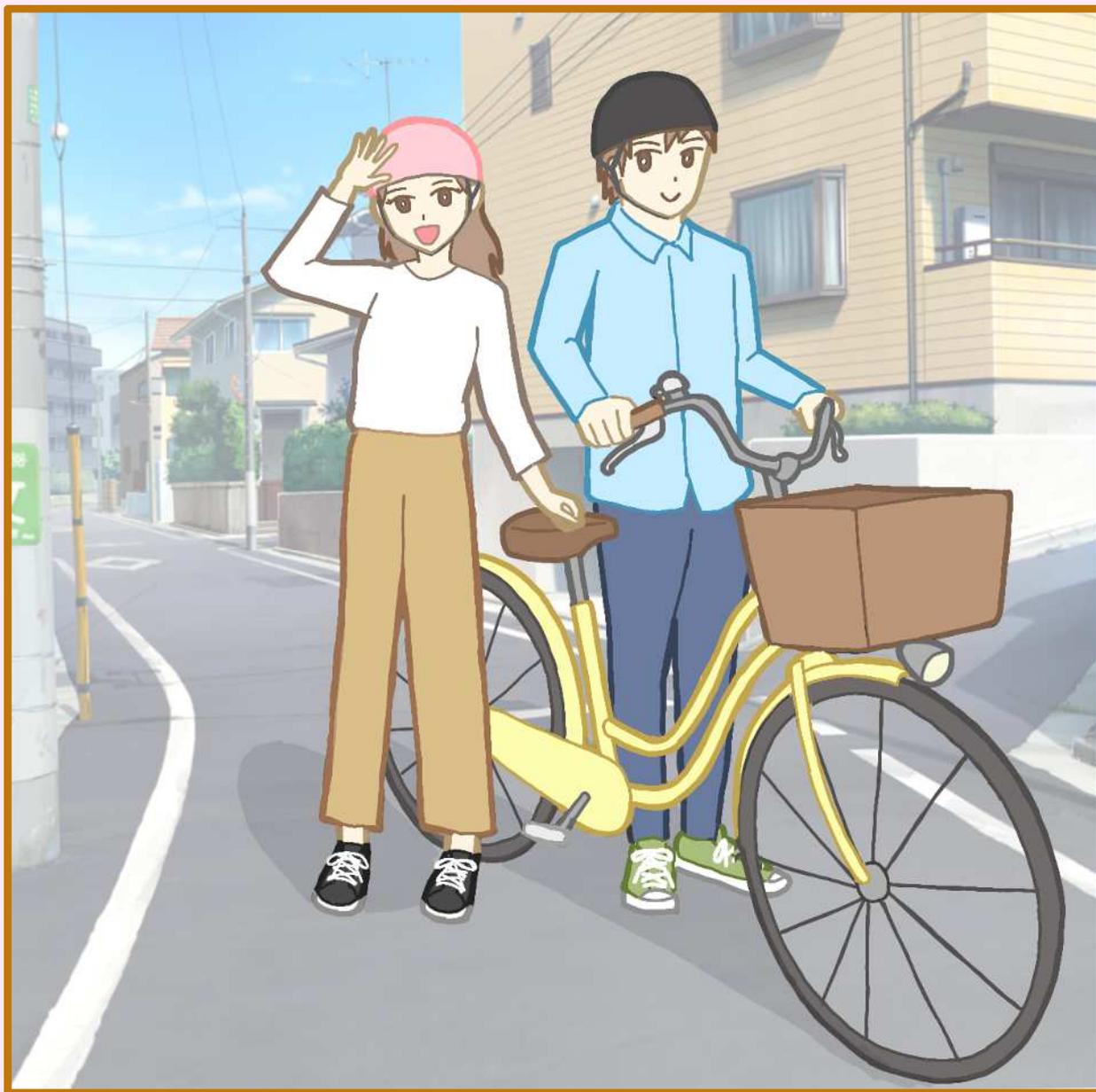


尼崎市

# 自転車ルールブック



自転車の交通違反に

# 反則金導入!

反則金は  
5,000円~12,000円  
程度の見込み

反則行為:一時不停止/携帯電話等のながら運転 ほか 令和5年尼崎市の検挙件数 約2,300件

※令和6年5月24日から2年以内施行

携帯電話等のながら運転・酒気帯び運転は令和6年11月から罰則適用

# 守ろう！自転車安全利用

## 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車両のなかま。車道の左側を走りましょう。

### 例外！

以下の場合、普通自転車は歩道を通行できます。

「普通自転車歩道通行可」を示す標識があるとき



13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転しているとき

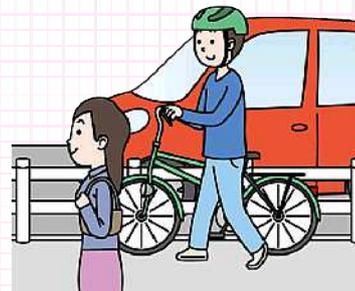


道路状況や交通状況によって普通自転車の通行の安全確保のためやむを得ないとき

※道路工事や駐車車両で車道の左側を通行することが危険な場合など

### 【注意】

- 歩道を走行するときは歩行者の安全が最優先。歩行者の通行を妨げるようなときは一時停止しなければなりません。また、ベルを鳴らして歩行者をどけてはいけません！
- 自転車はすぐに停止できる速度で歩道の車道寄りを走りましょう。



## 3 夜間はライトを点灯

早めにライトをつけましょう。



反射材やライトをつけることで自動車やほかの通行人から見つけてもらいやすくなります。

## 4 飲酒運転は禁止

「飲んだら乗るな」は自転車も同じ。



自転車も車両のなかま。飲酒はもちろん酒気帯び運転も禁止です。

# 五則！

## 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交通ルールの基本です。安全は自分の目で確認しましょう。

「止まれ」の標識や路面標示がある場合、**自転車も必ず一時停止して**左右の安全確認をしましょう。

標示がない交差点でも飛び出さずに車や歩行者が来ていないかを確認しましょう。

信号のある交差点では、対面する信号に従って通行しましょう。

車道を通行しているときは車両用信号に、歩道を通行しているときや歩行者用信号に

「歩行者自転車専用」の標示があるときは歩行者用信号に従います。

自転車横断帯があるときはそこを通行し、ないときは歩行者の妨げにならないように横断歩道を渡ります。



車道を通行しているとき	歩道を通行しているとき	標示があるとき
車道の左側を走り 車両用信号に従う	歩行者用信号に従う ※歩行者に注意！	車道を通行していても歩道に 入り歩行者用信号に従う

## 5 ヘルメット着用

死者の約6割が頭部の致命傷で亡くなっています。安全のためにヘルメットを！

自転車を運転する**すべての年齢の人**に自転車ヘルメットの着用が**努力義務**となりました。

運転者はもちろん、同乗させる子どもにもヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

また、保護者は子どもが自転車を運転するときにもヘルメットを着用させるようにしましょう。

ヘルメットは安全基準を満たしたもので、頭のサイズに合ったものを選びましょう。

### 【安全認証マークの例】

SGマーク	JCFマーク	CEマーク ※EN1078と記載の あるもの	GSマーク	CPSCマーク ※1203と記載の あるもの

# していませんか？危険な

信号無視



指定場所一時不停止



通行区分違反



右側通行など

傘さし運転



ブレーキがきかない  
自転車の運転



あおり運転



## 自転車運転者講習制度

自転車で信号無視などの危険な交通違反（15類型）を3年以内に2回以上繰り返した14歳以上の者に対して都道府県公安委員会が、交通事故防止のための講習を受けるように命令します。受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金に処せられることがあります。



14歳以上  
3年に2回以上の違反



都道府県  
公安委員会  
(兵庫県警)

受講命令

- ・講習時間 3時間
- ・講習手数料 6,000円



受講命令に従わなければ  
5万円以下の罰金

# 運転！

## 徐行せずに歩道通行

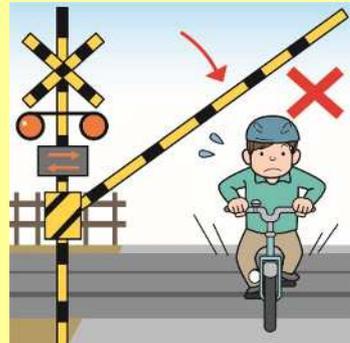


「自転車通行可」の標識がある歩道

## 携帯電話の使用



## 遮断踏切立入り



## 酒酔い・酒気帯び運転



## 並進



## 二人乗り



## 交通反則通告制度(青切符)

自転車にも反則金を課す「青切符制度」の導入が決定しました。

公布(令和6年5月24日)から2年以内(携帯電話の使用・飲酒運転は半年以内)に施行されます。



### 反則行為

信号無視  
一時不停止  
右側通行  
など113種類

流  
青  
切  
符  
制  
度  
の



反則金は 5,000円~12,000円

となる見込み!

# 🚲 自転車保険に加入しましょう

兵庫県では条例により、自転車保険への加入が義務となっています。  
大人はもちろん子どもも保険に加入しなければなりません。  
現在加入している保険を確認し、加入していない場合はご自身に合ったものにご加入しましょう。

## 事故事例



平成20年9月、神戸市で坂道を下ってきた小学5年生の自転車が歩行中の62歳女性と衝突する事故が発生しました。

女性は一命を取り留めましたが重い障害が残りました。

この事故では加害者の保護者が子どもにヘルメットを着用させていなかったことなどから保護者の責任も認め、**約9,500万円**の損害賠償が認められました。

# 🚲 乗る前に点検しよう

**ぶたはしゃべる** で点検しましょう。

- ぶ**      ブレーキ      前後ともにきちんときくか？
- た**      タイヤ      空気は入っているか？  
すり減っていないか？
- は**      ハンドル      ハンドルが曲がっていないか？  
反射材      反射材がきちんとしているか？
- しゃ**      車体      サドルは適切な高さか？  
チェーンは緩んでいないか？
- べる**      ベル      きちんと鳴るか？

ヘルメットも  
一緒にチェック！



## 鍵をかけましょう！

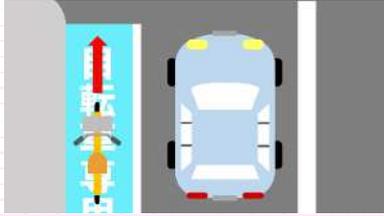
自転車から離れるときはカゴを空にして、鍵をかけましょう。ちょっとした隙を犯人は狙っています。鍵を2つかけること（ツーロック）により、被害の99.7%を防止できるといわれています。自転車に付属している錠に加えて、ワイヤーロックやU字ロックなどを併用し、自転車を盗難から守りましょう。

また **自転車盗は犯罪** です。「ちょっと借りるだけ」という考えがあなたの未来を奪ってしまうかもしれません。絶対にやめましょう。



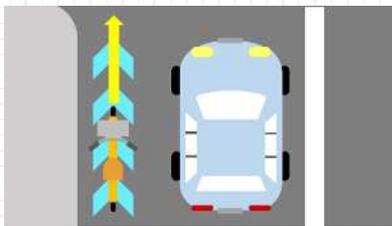
# 正しく走ろう

## 自転車専用通行帯(青色)



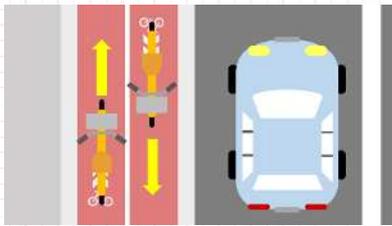
車道に青色でペイントされているところは「自転車専用通行帯」といい、「自転車レーン」と呼ばれています。自転車は自動車と同じ方向（「自転車専用」の文字が読める方向）にしか走行できません。逆走しないように注意してください。

## 車道混在(青色)



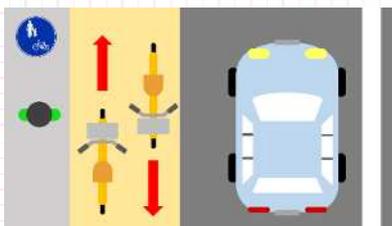
車道では「普通自転車専用通行帯」以外に「車道混在」（矢羽根型路面標示）という矢印のようなマークを引いています。自転車は矢羽根の上を矢印の向きに走ります。自動車もこの上を走ることがあるので注意してください。

## 自転車道（ベンガラ色）



「自転車道」は、歩道と車道から縁石などで分離されており、ベンガラ色(赤茶色)のレーンです。これがあるところでは、原則自転車は自転車道を通行しなければならず、歩道を通行することができません。自転車道の中で自転車は双方向に通行できます。

## 歩道における自転車通行位置明示（ベージュ）



「普通自転車歩道通行可」を示す標識がある歩道は普通自転車であれば歩道を通行することができ、自転車は双方向に通行できます。ベージュのレーンは自転車が歩道内で徐行する場所を示しています。このレーンがないところでは自転車は車道寄りを徐行します。

ただしここはあくまでも歩道であり、歩行者の通行が優先されます。自転車は徐行し、歩行者の妨げとなる場合は一時停止しなければなりません。

# 知ってる？交通あれこれ

## 標識編



### 一時停止

自転車も必ず止ま  
りましょう。



### 自転車及び 歩行者専用

自転車と歩行者が  
通行できます。(普  
通自転車通行可を  
示す標識)



### 一方通行

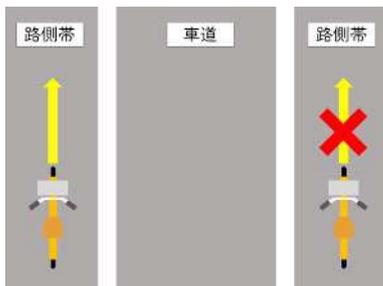
矢印の方向にのみ進  
めます。  
※「自転車を除く」  
という補助標識があ  
れば矢印方向以外も  
進めます。



### 自転車通行止

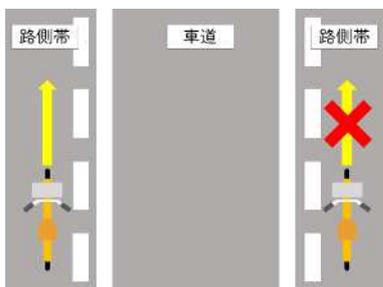
自転車はこの先進  
めません。

## 路側帯編



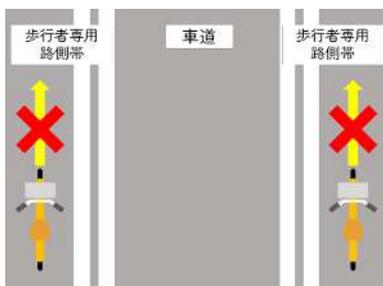
### 路側帯(白の一本線)

自転車は道路の左側に設けられた路側帯の中を通行  
することができます。  
右側の路側帯を通行することはできません。  
路側帯内は歩行者も通行するため、安全に注意しま  
しょう。



### 駐停車禁止路側帯(白の一本線と破線)

この路側帯内も自転車が通行することができます。  
右側の路側帯を通行することはできません。



### 歩行者専用路側帯(白の二本線)

二本線が引かれた路側帯は歩行者専用のため、自転  
車は通行できません。路側帯の外を走りましょう。

## 【発行】

尼崎市生活安全課

TEL:06-6489-6502 FAX:06-6489-6686

Mail:ama-seikatsuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp



自転車総合ポータルサイト  
「尼っ子リンリン」